

## J F マリンローン資金概要

	マイカーローン	フリーローン	教育ローン	リフォームローン	
対象者	申込時満18歳以上、完済時満81歳未満の安定収入のある個人	申込時満20歳以上、完済時満81歳未満の安定収入のある個人	申込時年齢満20歳以上完済時満81歳未満の安定収入のある個人で、幼稚園から大学院、その他予備校・専門学校に在学・入学する子弟を有する親権者等	申込時満20歳以上、完済時満81歳未満の安定収入のある個人	
勤続年数	不問	不問	—	—	
年収条件	不問	不問	—	—	
資金使途	新車・中古車・自動二輪車・用品購入資金、車検・修理・運転免許取得費用、諸費用、車庫設置費用・新艇・中古艇の船舶購入資金（レジャーボート・ジェットスキー・マリンジェット等）。他金融機関の自動車購入資金に関するローンの借換資金。	自由	入学金・授業料など学校納付を要する学費、受験費用、教科書代・下宿費用等（支払後3か月以内可）、仕送り資金、他金融機関の教育資金に関するローンの借換資金（直近6か月間以上延滞のないもの）	自宅のリフォーム全般に関する資金	
融資形式	証書貸付方式				
保証機関	(株) オリエン트コーポレーション				
融資金額	組合員(※1)	10万円以上1,000万円以下(1万円単位)	10万円以上500万円以下(1万円単位)	10万円以上1,000万円以下(1万円単位)	10万円以上500万円以下(1万円単位)
	員外	10万円以上1,000万円以下(1万円単位)	10万円以上500万円以下(1万円単位)	10万円以上1,000万円以下(1万円単位)	10万円以上500万円以下(1万円単位)
但し他のローン（住宅を除く）等と併せ1,000万円限度					
貸付利率(※3)	組合員(※2)	2.25%～2.90%	5.65%～9.65%	2.15%～2.80%	2.05%～3.40%
	員外	2.40%～3.00%	6.15%～10.15%	2.30%～2.90%	2.20%～3.50%
融資期間	15年以内 尚、元金返済据置(利払い)期間最長6ヶ月を含む	10年以内	・4年制:据置(利払)期間最長4年9ヶ月 ・6年制:据置(利払)期間最長6年9ヶ月 ・返済期間10年以内、但し、借換の場合は借換対象ローンの残存期間を最長 ※在学期間+入学前9ヶ月を最長	15年以内	
連帯保証人	原則不要	原則不要	原則不要	・原則として物件の共有者は連帯保証人として徴求 ※その他保証機関が必要と認めた場合は、連帯保証人を徴求する。	
返済方法	元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれか	元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれか	元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれか	元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれか	
必要書類	所得証明	・融資金額が500万円以下：原則不要 ・融資金額が500万円超 給与所得者：給与証明書又は源泉徴収票 自営業者：納税証明書又は確定申告書等	・融資金額が300万円以下：原則不要 ・融資金額が300万円超または保証機関が必要と認めた場合 給与所得者：給与証明書又は源泉徴収票 自営業者：納税証明書又は確定申告書等	自営業者：納税証明書又は確定申告書等 給与所得者：住民税決定通知書。但し、職業により給与証明書又は源泉徴収票に代えることができる。	自営業者：納税証明書又は確定申告書等 給与所得者：住民税決定通知書。但し、職業により給与証明書又は源泉徴収票に代えることができる。
	資金使途資料	見積書・契約書・注文書・振込依頼書写し。 但し、借換の場合は借換対象借入金の返済予定表及び返済用預金口座通帳の写し。	原則不要	・合格通知書、入学納付書、授業料納付書、賃貸契約書 ・借換の場合は借換対象借入金の返済予定表及び返済用預金口座通帳の写し等	工事見積書又は工事請負契約書と完工確認書の写し
振込指定	融資金は、資金使途証明書の記載先口座へ顧客の口座を経由して振込む。 但し、50万円以下の車検・修理・用品・運転免許取得費用及び諸費用で保証機関が認めた場合は、振込指定免除も可とする。		融資金は、資金使途証明書の記載先口座へ顧客の口座を経由して振込む。 但し、資金使途を証明する書類の徴求が困難で、50万円以下の場合は申込書に具体的な資金使途を記入することで振込指定免除も可とする。	融資金は、資金使途証明書の記載先口座へ顧客の口座を経由して振込む	
その他				・当会所定の団信に加入。但し、完済時年齢が70歳以上となる場合は原則加入とする。 ・着工後又は完工後の実行とする。尚、保証機関が認めた場合は写真を徴求する。	

※1 組合員：所属員【漁業就業者(正・准組合員、漁業の仕事に就いている者含む)】

※2 組合員：所属員【漁業就業者(正・准組合員、漁業の仕事に就いている者含む)】、漁協系統役職員、地公体職員

※3 貸付利率は、金融情勢や保証料率により決定する。

(令和6年10月21日改正)